

# 政務活動費廃止

## 滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止

政務活動費とは、日本における地方議会の議員に政策調査研究などの活動のために支給される費用です。

政務活動費の詳細は、地方自治法第100条第14項の規定に基づき、各自治体の条例により定められています。議員活動の範囲に関する書籍等の購入費用、民間主催の議員研修会に参加するための費用、先進地視察の諸経費など必要な経費が交付されるものです。

今回の滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例は、市議会議員個々の自己責任において自由に議員活動を行うべきであり、現下の社会情勢なども勘案し、より幅広い議員活動に資するため、議員より提案され賛成多数で可決されました。

平成31年4月1日からは、自主的な活動の中で自律的な政策提言を行い、より柔軟な議員活動を行い、市民のニーズを把握して日常活動や政策立案にあたり、先駆的・先進的な政策を実施していきます。

※ 滝川市公式ホームページの滝川市議会ページにおいて、滝川市議会の政務活動費収支状況、制度概要などを公開しておりますご覧ください。

### 平成30年第4回臨時会議決結果

●平成30年度補正予算

◎ 平成30年度滝川市一般会計補正予算（第4号）

- ◎全会一致可決
- 賛成多数可決



●条例

○	滝川市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例 〈反対 館内 清水 山本 小野 渡邊 木下 山口〉
○	滝川市議会政務活動費に関する条例を廃止する条例 〈反対 館内 清水 山本 小野 渡邊 木下 山口〉